

国立大学法人高知大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

・ 役員の期末特別手当の額は、国立大学法人高知大学役員報酬規則において、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び職務実績等を総合的に勘案して、国立大学法人高知大学経営協議会の議を経て、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし
理事	改定なし
理事(非常勤)	改定なし
監事	改定なし
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	17,008	11,928	5,080	0			
A理事	13,351	9,408	3,808	135 (通勤手当)	4月1日		
B理事	13,351	9,408	3,808	135 (通勤手当)	4月1日		
C理事	13,653	9,408	4,007	238 (通勤手当)			
D理事	10,486	5,886	3,439	589 (調整手当) 477 (単身赴任手当) 95 (通勤手当)	4月1日	12月31日	◇
E理事	2,052	1,962	0	59 (広域異動手当) 31 (通勤手当)	1月1日		◇
F理事	13,265	9,408	3,808	49 (通勤手当)			
G理事(非常勤)	1,344	1,344	0	0			
A監事	11,268	7,848	3,342	78 (通勤手当)			
B監事	9,986	7,848	2,114	24 (通勤手当)	4月1日		

注1:「広域異動手当」とは、転勤のある民間企業の従業員の賃金水準が地域の平均的な民間賃金水準より高いことを考慮し、在勤する事業場を異にして異動した場合において、当該異動により事業場間の距離が60km以上となる者について、支給するものである。

注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の3第1項に規定する独立行政法人等の役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	4,704 (49,795)	4 (37)	0 (0) 平成20年3月31日	-	役員退職手当規則に基づき、役員としての在職期間における業績を総合的に判断し、支給額の増減は行わないこととした。	
監事	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注1:理事については、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

業務運営の効率化を図り、業務内容・業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに職員数の抑制を図りつつ、適正な人件費の管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の職種に準じた本給表及び人事院勧告を参考にして給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

国家公務員に準じて、勤務成績を考慮し、昇格、降格、昇給及び勤勉手当の支給率を決定している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される成績率に基づき支給される。
昇給	年1回(1/1)、勤務成績に応じて5段階で昇給させる。
昇格、降格	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、1級上位の級に昇格させることができ、上位の級に決定される資格を有するに至った場合は、その資格に応じた級に昇格させることができる。また、勤務成績の不良等で降任したときは、下位の級に降格させることができる。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

- ・育児休業復帰時における調整期間の換算率の改定(二分の一→百分の百以下)
- ・職務付加手当支給対象職員に主幹教諭を追加
- ・管理職手当支給対象職位の追加(4種(次長))
- ・調整手当の率等の変更(国の地域手当に準じた改正)
- ・国立大学法人高知大学特任職員給与規則の制定

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1296	44.2	6,710	4,845	55	1,865
事務・技術	272	45.8	5,842	4,228	65	1,614
教育職種 (大学教員)	531	48	8,500	6,109	57	2,391
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	314	36.6	4,811	3,492	45	1,319
技能・労務職員	25	50	5,144	3,744	54	1,400
教育職種 (附属高校教員)	26	43.4	7,203	5,266	44	1,937
教育職種 (附属義務教育学校教員)	50	43.8	6,839	4,998	43	1,841
医療職種 (病院医療技術職員)	76	42.1	5,477	3,965	59	1,512
その他医療職種(看護師)	2					

注1: その他医療職種(看護師)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注3: 「教育職種(附属高校教員)」には、特別支援学校教員を含む。

注4: 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	14	61.8	2,085	2,085	45	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	10	61.7	2,080	2,080	40	0
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	62.2	2,102	2,102	62	0

注1:医療職種(病院医療技術職員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

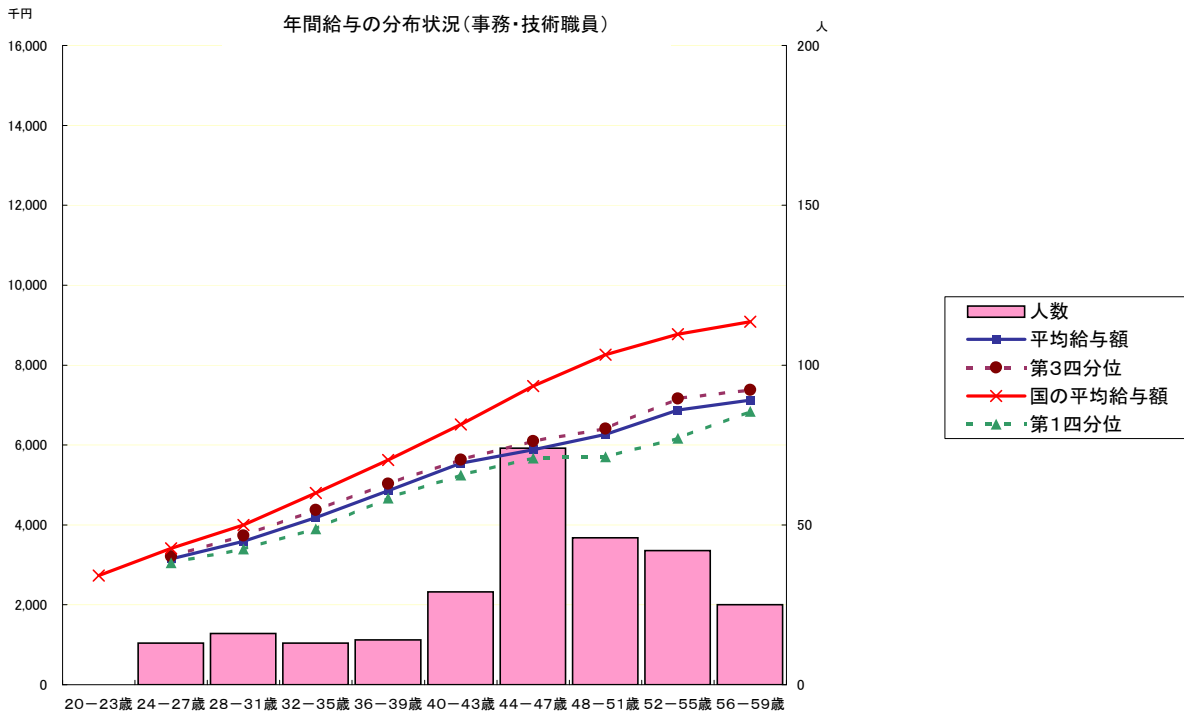
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	154	36.6	3,247	2,656	42	591
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	22	42	3,170	2,304	51	866
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	68	30.4	2,513	2,513	28	0
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	39	46.4	4,521	3,261	53	1,260
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	52.8	3,499	2,550	42	949
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	21	29.6	3,303	2,397	56	906
その他医療職種 (医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
その他事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
その他技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
その他教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

注1:その他医療職種(医療技術職員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2:医療職種(病院医師)は賞与を支給しない職員である。

注3:「技能・労務職種」は、調理師、看護助手及び臨時用務員である。

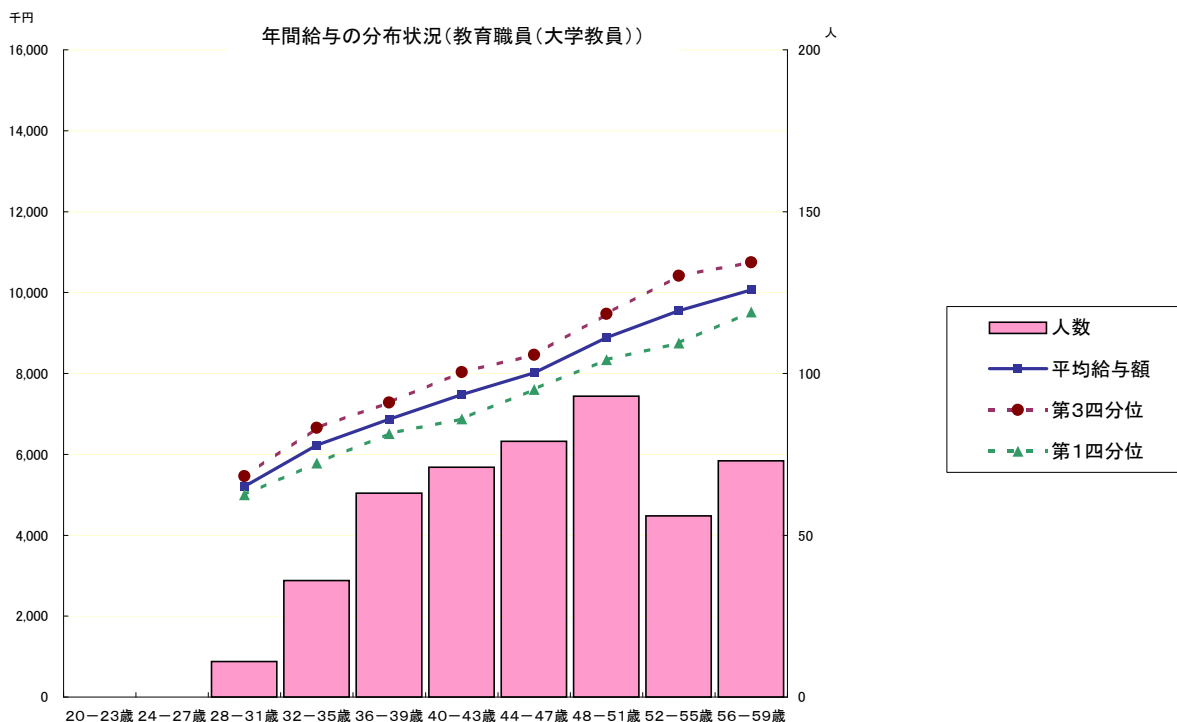
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。])
(事務・技術職員)



分布状況を示すグループ	人員 人	平均年齢 歳	四分位		平均 千円	四分位	
			第1分位 千円	第3分位 千円		第1分位 千円	第3分位 千円
代表的職位							
・部長	3	55.2	-	-	9,758	-	-
・課長	14	53.2	7,688	8,366	8,366	8,992	
・課長補佐	31	53.1	6,573	6,849	6,849	7,186	
・専門職員	126	48.5	5,706	6,018	6,018	6,268	
・主任	54	43.1	4,937	5,243	5,243	5,663	
・係員	44	33.1	3,228	3,893	3,893	4,122	

注1: 部長の該当者は3人のため、当該個人に対する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

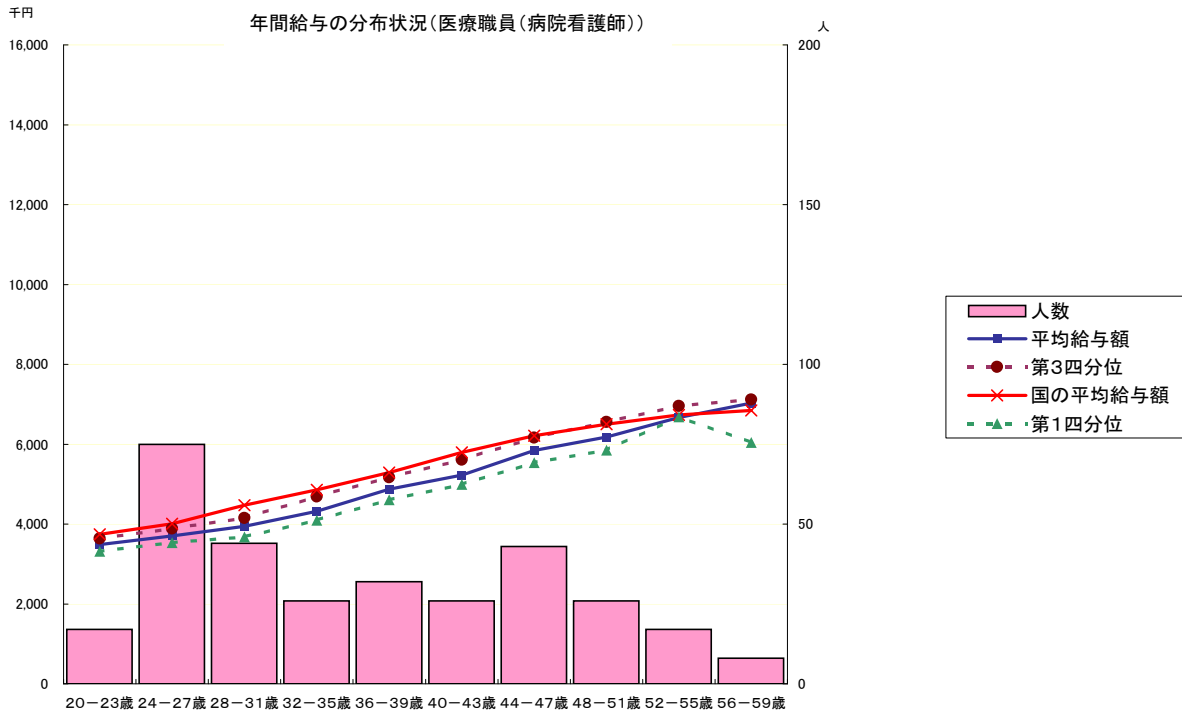
(教育職員(大学教員))



分布状況を示すグループ	人員 人	平均年齢 歳	四分位		平均 千円	四分位	
			第1分位 千円	第3分位 千円		第1分位 千円	第3分位 千円
代表的職位							
・教授	215	55.1	9,400	10,034	10,712		
・准教授	153	44.9	7,474	7,960	8,521		
・講師	52	43.9	7,063	7,609	8,285		
・助教	107	40.0	6,026	6,455	6,916		
・助手	4	50.8	-	5,470	-		

注1: 助手の該当者は4人のため、当該個人に対する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(医療職員(病院看護師))



分布状況を示すグループ	人員 人	平均年齢 歳	四分位		平均 千円	四分位	
			第1分位 千円	第3分位 千円		第1分位 千円	第3分位 千円
代表的職位							
・看護部長	1	58.5	—	—	—	—	—
・副看護部長	3	51.5	—	—	6,782	—	—
・看護師長	20	51.9	6,469	6,741	6,741	6,942	6,942
・副看護師長	47	45.4	5,449	5,874	5,874	6,259	6,259
・看護師	243	33.4	3,655	4,342	4,342	5,021	5,021

注1:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位及び平均額については表示していない。

注2:副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		係員	係員 主任	主任 専門職員	専門職員 課長補佐	課長補佐 課長	課長 次長	次長 部長	部長	部長	局長
人員 (割合)	272	18 (6.6%)	25 (9.2%)	157 (57.7%)	42 (15.4%)	20 (7.4%)	7 (2.6%)	3 (1.1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)		31～24	45～28	59～35	59～44	59～41	55～48	59～49			
所定内給与年額(最高～最低)		2,963～ 2,102	3,381～ 2,437	4,888～ 3,097	5,231～ 4,314	6,790～ 4,781	6,865～ 6,079	7,515～ 6,212			
年間給与額(最高～最低)		3,914～ 2,894	4,596～ 3,333	6,750～ 4,293	7,219～ 6,035	9,061～ 6,727	9,246～ 8,280	10,628～ 8,653			

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	531	4 (0.8%)	107 (20.2%)	54 (10.2%)	152 (28.6%)	214 (40.3%)
年齢(最高～最低)		59～36	61～28	56～31	62～32	64～40
所定内給与年額(最高～最低)		4,213～ 3,469	5,717～ 3,233	6,622～ 3,561	6,969～ 4,184	8,982～ 5,277
年間給与額(最高～最低)		5,894～ 4,751	7,675～ 4,384	8,981～ 5,001	9,589～ 5,853	12,429～ 7,520

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	314	0 (0%)	243 (77.4%)	47 (15.0%)	22 (7.0%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)			57～22	55～31	57～45			
所定内給与年額(最高～最低)			4,914～ 2,288	5,012～ 3,324	5,035～ 4,307			
年間給与額(最高～最低)			6,558～ 3,149	6,870～ 4,532	7,128～ 6,056			

注:6級及び5級における該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.2%	66.6%	65.5%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.8%	33.4%	34.5%
	最高～最低	42.8～32.0%	46.0～29.2%	44.4～30.6%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.2%	68%	66.7%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.8%	32%	33.3%
	最高～最低	41.7～31.0%	38.5～28.6%	38.0～30.0%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.5%	68.6%	67.1%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.5%	31.4%	32.9%
	最高～最低	41.4～31.0%	37.4～29.2%	36.2～30.5%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.7%	69%	67.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.3%	31%	32.6%
	最高～最低	41.7～31.0%	38.5～28.3%	36.4～29.6%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.8%	69%	67.1%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.2%	31%	32.9%
	最高～最低	41.7～31.2%	38.5～24.2%	36.5～28.2%

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	79.9
対他の国立大学法人等	94.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	93.7
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	92.8
対他の国立大学法人等	96.0

注1:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 79.9	
	参考	地域勘案 86.0
		学歴勘案 79.9
		地域・学歴勘案 85.9
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 40% (国からの財政支出額 11,028百万円、支出予算の総額 27,602百万円：平成20年度予算)</p> <p>【検証結果】 高知大学の財政構造は、人件費を含めその多くを国からの財政支出に依存しており、支出予算の総額のおよそ6割が人件費に充てられている。給与水準については対国家公務員指数及び対他の国立大学法人等指数に示されているとおり、低い数値となっており適切であると考えられる。</p>	
講ずる措置	人件費を含め国からの財政支出依存の軽減を図るため、自己収入の確保はもとより、外部資金の獲得に向けた取組を行う。引き続き、人件費管理の基本方針に則り、適正な人件費の管理に努める。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 92.8	
	参考	地域勘案 93.4
		学歴勘案 91.7
		地域・学歴勘案 91.9
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 40% (国からの財政支出額 11,028百万円、支出予算の総額 27,602百万円：平成20年度予算)</p> <p>【検証結果】 高知大学の財政構造は、人件費を含めその多くを国からの財政支出に依存しており、支出予算の総額のおよそ6割が人件費に充てられている。給与水準については対国家公務員指数及び対他の国立大学法人等指数に示されているとおり、低い数値となっており適切であると考えられる。</p>	
講ずる措置	人件費を含め国からの財政支出依存の軽減を図るため、自己収入の確保はもとより、外部資金の獲得に向けた取組を行う。引き続き、人件費管理の基本方針に則り、適正な人件費の管理に努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 91.5

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。(なお、昨年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。)

III 総人件費について

区 分	当年度	前年度	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
	(平成20年度)	(平成19年度)	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	10,248,747	10,387,939	△ 139,192	△ 1.3%	△ 479,299	△ 4.5%
退職手当支給額 (B)	1,035,929	1,151,302	△ 115,373	△ 10.0%	△ 198,900	△ 16.1%
非常勤役職員等給与 (C)	2,282,014	2,045,653	236,361	11.6%	1,015,849	80.2%
福利厚生費 (D)	1,496,072	1,479,190	16,882	1.1%	27,053	1.8%
最広義人件費 (A+B+C+D)	15,062,762	15,064,084	△ 1,322	△ 0.01%	364,703	2.5%

注:「非常勤役職員等給与」においては、附属病院における事業増強等による看護師等の増員に係る費用、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

・「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上する。

総人件費について参考となる事項

- ①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減の要因
 「給与、報酬等支給総額」は、人員減及び定年等退職者の後任者が若い年齢層になったことに伴う給与支給額の減少等の影響により、対前年度比△1.3%となった。
 「最広義人件費」は、「給与、報酬等支給総額」及び「退職手当支給額」が前年度よりそれぞれ、1.3%、10.0%減少しているが、附属病院における事業増強等による看護職員等の増員、外部資金による雇用増等の費用増により「非常勤役職員等給与」が増加したことにより全体としては対前年度比△0.01%となった。
- ②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況
- i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項
 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
 - ii) 法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
 中期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策
 ・全学的な視点から、全体の教職員に係る人件費管理を一体的に行い、適正かつ効率的な人事管理を推進する。
 ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
 - iii) 人件費削減の取組の進捗状況

総人件費改革の取組状況

年度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給与、報酬等支給総額(千円)	11,036,948	10,583,440	10,387,939	10,248,747
人件費削減率(%)		△ 4.1	△ 5.9	△ 7.1
人件費削減率(補正值)(%)		△ 4.1	△ 6.6	△ 7.8

注:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年度の行政職(一)職員の平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

・基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

③その他
特になし

IV 法人が必要と認める事項

特になし